

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【審議事項】IFRS 第 9 号「金融商品」及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」－TELTROⅢ取引

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2021 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「IFRS 第 9 号「金融商品」－欧州中央銀行の TELTROⅢプログラム」について、アジェンダ・ペーパー及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

## II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、欧州証券市場監督局（ESMA）より、欧州中央銀行（ECB）の第 3 次条件付き長期資金供給オペレーション（TLTROⅢ）による借入の銀行における会計処理の明確化を求める要望書を受け取った。TLTROⅢの取扱いについて、借手である銀行における IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」（以下「IAS 第 20 号」という。）の適用の実務が多様であることが背景にある。
3. TLTROⅢの概要及び要望書が明確化を求める事項は、以下のとおりである。

### （TLTROⅢの概要）

- TLTRO は、非金融法人及び家計への貸出促進を目的とした資金供給オペレーションであり、TLTROⅢは 2019 年 9 月から実施されている。
- 同オペレーションは、四半期毎に実施される満期 3 年のリファイナンス・オペ（トランシェ）で構成され、①借入金利が市中金利より低い、②非金融法人及び家計への貸出実績に応じて借入金利が変動する<sup>1</sup>、③一定期間において 50 ベーシスポイントの金利引下げが適用される<sup>2</sup>との特徴を有する。

### （明確化を求める事項）

<sup>1</sup> 貸出の閾値（lending thresholds）を達成した場合は預金ファシリティ（DFR）の平均レートが適用され、閾値未達の場合は主要リファイナンス・オペ（MRO）の平均レートが適用される。通常、DFR の平均レートは、MRO のそれよりも低い。

<sup>2</sup> 2020 年 6 月 24 日から 2022 年 6 月 23 日の期間では、DFR 及び MRO の平均レートよりも 50 ベーシスポイント低い金利が適用される。

- 要望書では、以下の事項について明確化を求めている。
  - (1) TLTROⅢの金利は市場金利を下回っているか。また、下回っている場合、そこから銀行が得る便益を会計処理するために IFRS 第 9 号又は IAS 第 20 号のいずれの適用が要求されるか。
  - (2) 市場金利を下回る低利借入から得る便益を会計処理するために IAS 第 20 号の適用が要求される場合、
    - ① 銀行は当該便益を認識する期間をどのように評価するか。
    - ② 表示目的において、銀行は借入（負債）の帳簿価額に当該便益を追加するか否か。
  - (3) 銀行は適用される実効金利をどのように計算するか。
  - (4) 銀行が、借入（負債）に付された条件の達成状況の評価見直しによる見積キャッシュ・フローの変更の会計処理に、IFRS 第 9 号の B5. 4. 6 項を適用するかどうか。
  - (5) 銀行の貸出行動又は ECB による TLTROⅢの条件変更に起因した前期のキャッシュ・フローの変化を、銀行はどのように会計処理するか。

### III. 2021年6月の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフの分析

4. IASB スタッフは、要望書が明確化を求める事項について、(A) IAS 第 20 号の適用に関する論点（主として本資料第 3 項(1)及び(2)）と、IAS 第 20 号が適用されるか否かにかかわらず、借入金（金融負債）そのものには IFRS 第 9 号が適用されるため、(B) IFRS 第 9 号の適用に関する論点（主として同第 3 項(3)から(5)）を分けて分析したうえで、後述のとおり、本件を基準設定プロジェクトとして作業計画に追加しないことを提案している。

#### (A) IAS 第 20 号の適用に関する論点

##### (TLTROⅢ トランシェは IAS 第 20 号の政府補助金に該当するか)

5. IAS 第 20 号において、「政府」及び「政府補助金」の定義は次のように示されている（IAS 第 20 号第 3 項（下線は ASBJ 事務局による追加））。
 

「政府」は、IAS 第 20 号第 3 項（下線は ASBJ 事務局による追加）に示されているように、

政府とは、地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに 類似する機関 をいう。

政府補助金とは、政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるものをいう。合理的に価値を定めることのできない形態の政府援助及び政府との取引のうち 企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される。

また、市場金利よりも低利の政府からの借入金の便益は、政府補助金として取り扱われるとされている（IAS 第 20 号第 10A 項）。

6. IASB スタッフは、市中銀行は、日常的に ECB から「通常の商取引(normal trading transactions)」として資金調達を行っているため、TLTROⅢトランシェが政府補助金の定義を満たすためには、これらの商取引と区別される必要があるとも述べている。したがって、IAS 第 20 号の政府補助金が含まれるか否かを検討するにあたっては、次の点を検討する必要があるとしている。
  - (1) TLTROⅢの実施主体である ECB が IAS 第 20 号の政府の定義を満たすか。
  - (2) TLTROⅢトランシェに付される金利が市場金利を下回るといえるか。
  - (3) ECB との TLTROⅢの取引が、銀行の通常の商取引と区別できるか。
7. その上で IASB スタッフは、前項の内容を検討して TLTROⅢトランシェに IAS 第 20 号の政府補助金が含まれるか否かは、当事者（ここでは銀行）が TLTROⅢに関する特定の実事や状況に基づいて判断するべきものであって、その判断にあたっては会計以外の問題（non-accounting question）に関する判断が必要となる、としている。したがって、TLTROⅢトランシェに IAS 第 20 号の政府補助金が含まれるかについて IFRS-IC は意見を述べる立場にない旨の見解を示している。
8. また、IASB スタッフは、仮に当事者が TLTROⅢに政府補助金が含まれると判断した場合には、IAS 第 20 号の要求事項そのものは、要望書が明確化を求めている政府補助金の会計処理等について、既に明確にしているとの見解を示している。

## (B) IFRS 第 9 号の適用に関する論点

### (金融負債の当初認識時の実効金利の計算)

9. IFRS 第 9 号の付録 A では、実効金利について、「金融資産又は金融負債の予想存続期間を通じての将来の現金の支払又は受取りの見積りを、金融資産の総額での帳簿価額又

は金融負債の償却原価まで正確に割り引く率」と定義されており、「実効金利を計算する際に、企業は、期待キャッシュ・フローの見積りを、当該金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前償還、期限延長、コール及び類似のオプション）を考慮することによって行わなければならない」とされている。

10. 前項の IFRS 第 9 号の定めについて、要望書は、「予想される将来のキャッシュ・フロー」を見積もる際に何を考慮すべきかまでは明確でないために、多様な実務を生じさせていると指摘している。
11. 前項の指摘に対して、IASB スタッフは、同様の問題は、要望書に記載されている事実パターンに限らず生じているため、当該事実パターンをより広範な実務上の問題の一部として捉えるべきとしている。その上で、当該事実パターンのみを単独で分析した場合、IFRS 基準の適用について同様の問題を生じさせる他の事実パターンに意図しない結果をもたらす可能性があるため、この問題は、現在進められている IFRS 第 9 号の「分類及び測定」の要求事項に関する適用後レビューの中で、既に指摘されている類似の問題とともに検討すべきであるとの見解を示している。

#### **(償却原価法による金融負債の事後測定)**

12. 金融負債に関する当初の見積将来キャッシュ・フローに変更が生じた場合の取扱いについて、IFRS 第 9 号では次の定めがある（大幅に異なる条件変更により認識の中止が行われる場合を除く）。
  - (1) 改訂後の見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当初の実効金利で割り引き帳簿価額（償却原価）を修正し、その修正を純損益として認識する（IFRS 第 9 号 B5. 4. 6 項）。
  - (2) 変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積もりにより実効金利が変更され、将来の利払いの再見積りは、通常、帳簿価額に重要な影響を与えない（IFRS 第 9 号 B5. 4. 5 項）。
13. 前項(2)は変動金利型金融商品の変動金利要素（例えば、市場金利に連動する部分）にのみ適用され、通常、市場金利に連動しない金融商品の固定金利要素（例えば、クレジット・スプレッドやその他のスプレッド、段階的な金利マージン）には言及していない。
14. ここで、IASB スタッフは、変動金利型金融商品は、金利に変動金利要素（TLTROⅢトランシェの MRO レートや DFR に関連する要素）と固定金利要素（TLTROⅢトランシェの特別金利期間の金利を 50 ベーシスポイント固定的に引き下げること）の両方を有している可能性があるとしている。

15. ただし、本資料第 12 項(1)又は(2)の適用関係については、実効金利の計算と関連しており、本資料第 11 項と同様に、より広範な実務上の問題の一部であり、単独で分析すべきではないため、現在進められている IFRS 第 9 号の「分類及び測定」の要求事項に関する適用後レビューの中で、既に指摘された類似の問題とともに検討すべきであるとの見解を示している。

### IFRS-IC 会議での議論の概要及び結果

16. 本論点については、すべての銀行にとっての TLTROⅢの経済実態は同じであるはずため、同様の会計処理になるように対応すべきとの意見が一部聞かれたものの、多くの委員からはスタッフの提案の方向性に賛成する意見が聞かれた。

その他、アジェンダ決定案については、主に次の内容について議論が行われた。

- (1) 政府補助金が含まれるかどうかは個々の状況により個別に判断が行われるべきという考えに賛同するものの、これを「会計上の問題ではない(not accounting questions)」とする記載は削除すべきである。
  - (2) 本資料第 12 項から第 14 項に示した見積将来キャッシュ・フローが修正された場合の IFRS 第 9 号の解釈について、より明確に示すべきである。
  - (3) その他、IAS 第 20 号の解釈上、必要な特定のパラグラフへの参照を追加すべきである。
17. 議論の結果、提出された事実パターンにおいて作業計画に基準設定アジェンダとして追加しないこととするアジェンダ決定案を、前項に示した議論を踏まえて文言を一部修正したうえで公表することを多数決で決定した。

### 今後の予定

18. IFRS-IC は、アジェンダ決定案について 2021 年 8 月 16 日までコメント募集しており、今後の会議において当該アジェンダ決定案を最終化するか否かについて再検討する予定である。

以 上

## 別紙1 2021年6月のIFRIC Updateの「アジェンダ決定案」(仮訳)

### TLTRO III 取引 (IFRS 第9号「金融商品」及びIAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」) — アジェンダ・ペーパー4

委員会は、欧州中央銀行 (ECB) の条件付き長期資金供給オペレーション (TLTROs) の第3次プログラムの会計処理方法に関する要望を受けた。TLTROs は、参加する銀行が借り入れることのできる金額及び銀行が当該オペレーションの各トランシェについて支払う金利を、当該銀行が非金融企業及び家計に対して行う融資の量及び金額と関連付けている。

要望書は次のことを質問している。

- a. TLTRO III の各トランシェは市場金利を下回る金利での融資を表すものかどうか、また、その場合、借り入れる銀行は、市場金利を下回る金利の便益を会計処理するために IFRS 第9号又はIAS 第20号を適用することを要求されるかどうか
- b. 銀行が市場金利を下回る金利の便益を会計処理するためにIAS 第20号を適用する場合に、
  - i. 当該便益を認識する期間において、どのように評価を行うか
  - ii. 表示の目的上、銀行は当該便益の金額をTLTRO III 負債の帳簿価額に加算するかどうか
- c. 銀行は適用される実効金利をどのように計算するか
- d. 銀行は、負債に付されている条件が満たされたかどうかの評価の改訂から生じる見積キャッシュ・フローの変動を会計処理するために、IFRS 第9号のB5.4.6項を適用するかどうか
- e. 銀行は、銀行の融資行動又はECBがTLTRO III の条件について行う変更から生じる過去の期間に係るキャッシュ・フローの変更を、どのように会計処理するか

### IFRS 基準の要求事項の適用

委員会は、IFRS 第9号がTLTRO III 取引の会計処理を借入銀行が決定するための出発点であると考えた。TLTRO III のトランシェへの当該銀行の参加から生じる各金

融負債は IFRS 第 9 号の範囲に含まれるからである。銀行は次のようにする。

- a. IFRS 第 9 号の 4.3.3 項で要求しているように、組込デリバティブを主契約から分離するかどうかを決定する。
- b. 当該金融負債の当初認識及び測定（当該金融負債の公正価値の算定を含む）を行い、公正価値と取引価格との差額を会計処理し、実効金利を計算する。
- c. 当該金融負債の事後測定を行う。これは予想キャッシュ・フローの見積りの変更の会計処理を含む。

委員会は、要望書の質問は組込デリバティブの存在とは関連がなく、したがって、このアジェンダ決定は組込デリバティブの分離に関しての IFRS 第 9 号の要求事項について議論するものではないことに留意した。

### 金融負債の当初認識及び測定

IFRS 第 9 号の 5.1.1 項を適用して、当初認識時に銀行は、各 TLTRO III トランシェを公正価値に取引コストを加算又は減算した金額で測定する（当該金融負債が純損益を通じて公正価値で測定されるものでない場合）。したがって、銀行は、当該負債の公正価値を、IFRS 第 13 号「公正価値測定」で要求しているように、市場参加者が当該金融負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定を用いて算定する。金融商品の当初認識時の公正価値は、通常は取引価格（すなわち、支払対価又は受取対価）である（IFRS 第 9 号の B5.1.1 項及び B5.1.2A 項）。当初認識時の公正価値が取引価格と異なる場合、B5.1.1 項は、支払対価又は受取対価の一部が当該金融負債以外に対するものであるかどうかを判定することを企業に要求している。

委員会は、金利が市場金利を下回る金利であるかどうかの判定には、関連する金融負債の具体的な事実及び状況に基づく判断が必要になると考えた。しかし、金融負債の当初認識時の公正価値と取引価格との差異は、当該金融負債に係る金利が市場金利を下回る金利であることを示唆している可能性がある。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価は当該金融負債のみに対するものと判断する場合には、銀行は IFRS 第 9 号の B5.1.2A 項を適用して当該差額を会計処理する。

銀行が、TLTRO III トランシェの当初認識時の公正価値が取引価格と異なり、受取対価が当該金融負債のみに対するものではないと判断する場合には、銀行は当該差額が IAS 第 20 号で定義している政府補助金となるかどうかを評価する。委員会は、当該差額が政府補助金となる場合、IAS 第 20 号の第 10A 項は当該差額のみ適用さ

れることに留意した。銀行は当該金融負債を IFRS 第 9 号を適用して会計処理する。

### **TLTRO III トランシェは IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいるか**

IAS 第 20 号は、政府を「地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに類似する機関」を指すものと定義している。また、IAS 第 20 号は政府補助金を次のように定義している。「政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるもの。合理的に価値を定めることのできない政府援助及び政府との取引のうち企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される。」

IAS 第 20 号の第 10A 項は、企業が市場金利を下回る金利での政府融資の便益を政府補助金として扱い、当該便益を IAS 第 20 号を適用して会計処理することを要求している。市場金利を下回る金利の便益は、IFRS 第 9 号を適用して算定した当該借入金の当初の帳簿価額と受け取った収入との差額である。IAS 第 20 号の第 7 項、第 12 項及び第 20 項は、政府補助金の純損益への認識についての要求事項を定めている。

委員会は、TLTRO III トランシェは、次のように判断される場合にのみ、IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含むことになると考えた。

- a. ECB が IAS 第 20 号における政府の定義を満たす。
- b. TLTRO III トランシェに対して課される金利が、市場金利を下回る金利である。
- c. ECB との TLTRO III 取引は借入銀行の通常の営業取引と区別できる。

委員会は、これらの判定を行うには、具体的な事実及び状況に基づく判断が必要となると考えた。したがって、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいるかどうかについて結論を下す立場にはないと述べた。

委員会は、補助金（もしあれば）が補償することを意図している関連コストを識別することにも、判断が必要となる場合があることを認識した。しかし、委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいる場合には、IAS 第 20 号の要求事項は銀行が当該政府補助金の会計処理方法を決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

### **金融負債の当初認識時の実効金利の計算**



金融負債の測定の上、IFRS 第 9 号は、金融負債の償却原価と実効金利の両方を定義している。実効金利を計算するには、企業が金融負債の予想存続期間を通じての予想キャッシュ・フローを見積ることが必要となる。

TLTRO III トランシェについて当初認識時の実効金利を計算するにあたり、疑問が生じるのは、予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきか、及び、具体的には、予想将来キャッシュ・フローは銀行が当該負債に付された条件を充足するかどうかの評価を反映するのかどうかについてである。委員会は、実効金利を計算する目的で予想将来キャッシュ・フローを見積るにあたり何を考慮すべきかの問題は、要望書に記載されている以外の事実パターンにも関連性があることに留意した。したがって、委員会は、実効金利の計算に不確定の条件を反映する方法の検討は、より幅広い問題であり、TLTRO III トランシェの文脈でのみ分析すべきものではないと結論を下した。これは、そのような分析は、IFRS 基準の適用に関しての類似した問題を伴う他の金融商品について、意図しない結果を生じさせる可能性があるからである。したがって、委員会の考えでは、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

#### **金融負債の償却原価での事後測定**

TLTRO III トランシェの契約条件は、金利を各トランシェの満期時又は早期返済時に後払いで決済することを要求している。したがって、当該金融商品の決済時には 1 つのキャッシュ・フローのみがある。

当初の実効金利は、IFRS 第 9 号が要求しているように、当初認識時の見積将来キャッシュ・フローに基づいて計算される。委員会は、銀行がトランシェの存続期間にわたり実効金利を調整するかどうかは、当該金融負債の契約条件及び IFRS 第 9 号における適用される要求事項に依存することに留意した。IFRS 第 9 号の B5.4.5 項及び B5.4.6 項は、企業が見積将来キャッシュ・フローの変動をどのように会計処理するのかについての要求事項を定めている。

B5.4.5 項は、見積将来キャッシュ・フローが市場金利の変動を反映するように改訂される変動金利の金融負債に適用される。そうした変動を反映するための当該キャッシュ・フローの定期的な再見積りは、実効金利を変更する。IFRS 第 9 号は、変動金利が何を意味するのかについて詳述していない。しかし、委員会は、変動する契約上のキャッシュ・フロー（市場金利の変動を反映するために定期的に調整できる）を伴う金融商品は、変動金利の金融商品であると考えた。

委員会はまた、変動金利の金融商品は、変動金利要素（市場金利（例えば、主要な資金供給オペレーションに係る ECB 金利）の変動を反映するために改定される）に、固定であり、したがって市場金利の変動を反映するための改定が行われない他の要素（例えば、固定された期間にわたり特定の TLTRO III トランシェについて ECB が与える固定の 50 ベーシスポイントのディスカウント）を加算又は減算したもので構成される場合があることにも着目した。

キャッシュ・フローの見積りの変更の会計処理方法を検討した際に、委員会は、IFRS 第 9 号の B5. 4. 5 項は変動金利の金融商品の変動金利要素（市場金利の変動を反映する範囲で）のみに適用され、当該金融商品の他の金利要素（市場金利の変動を反映する改定が通常は行われない）には適用されないことに留意した。

IFRS 第 9 号の B5. 4. 6 項は、B5. 4. 5 項で扱っている金融負債以外の金融負債の見積将来キャッシュ・フローの変動に対して、当該変動が条件変更から生じたのか他の予想の変更から生じたのかを問わず、適用される。しかし、契約上のキャッシュ・フローの変動が条件変更から生じる場合には、企業は当該変動が金融負債の認識の中止及び新しい金融負債の当初認識を生じさせるかどうかを、IFRS 第 9 号の 3. 3. 2 項及び B3. 3. 6 項を適用して評価する。

委員会は、認識の中止又は予想将来キャッシュ・フローの他の変動を生じさせない条件変更の結果として、銀行が、TLTRO III トランシェに係る最終返済のキャッシュ・フローが帳簿価額の算定に使用したものと異なると見積る状況を検討した。そうした状況では、銀行は当該条件変更又は予想将来キャッシュ・フローのその他の変動を反映するために帳簿価額を修正し、差額を直ちに純損益に認識する。したがって、銀行は過去の期間に認識した金利については修正を行わない。

委員会はまた、IFRS 第 9 号の B5. 4. 6 項の適用は、金融負債の当初認識時の実効金利の計算における銀行の予想将来キャッシュ・フローの見積りに関連することに留意した。これは、B5. 4. 6 項を適用すると、当初の実効金利を使用して改訂後のキャッシュ・フローを割り引くからである。

委員会は、金利に付された条件を、実効金利を決定する際に予想将来キャッシュ・フローの見積り及び改訂に反映すべきかどうかの問題は、より幅広い事項の一部であり、TLTRO III トランシェの文脈のみにおいて分析すべきではないと考えた。したがって、委員会の考えでは、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定 of 要求事項の適用後レビューの一部として、当該レビューの第 1 フェーズですでに識別されている類似した事項とともに検討すべきである。

**開 示**

銀行が、ECB が IAS 第 20 号における政府の定義を満たしており、銀行が ECB から政府援助を受けたと判断する場合には、銀行は、政府補助金及び政府補助金の定義を満たさない政府援助に関して IAS 第 20 号の第 39 項が要求している情報を提供する必要がある。

さらに、要求される判断及び TLTRO III トランシェから生じるリスクを考えると、銀行は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 117 項、第 122 項及び第 125 項の要求事項を、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の第 7 項、第 21 項及び第 31 項とともに考慮する必要がある。それらの項は、銀行に対し、重要な会計方針並びに、銀行の会計方針の適用のプロセスにおいて経営者が行った仮定及び判断のうち、財務諸表に認識されている金額に最も重大な影響を与えているものに関する情報を開示することを要求している。

**結 論**

委員会は、TLTRO III トランシェが IAS 第 20 号の範囲に含まれる政府補助金を含んでいると銀行が判断する場合には、IAS 第 20 号の要求事項は当該政府補助金の会計処理方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

金利に付された条件を、実効金利を算定する際に予想将来キャッシュ・フローの見積り及び改訂に反映すべきかどうかの問題に関して、委員会は、要望書に記載された事項はより幅広い事項の一部であり、費用対効果の高い方法で扱うことは可能でなく、審議会に報告すべきであると結論を下した。審議会は、この事項は IFRS 第 9 号における分類及び測定の要求事項の適用後レビューの一部として検討すべきである。

これらの理由で、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

## 別紙2 関連する IFRS 基準（抜粋）

### IFRS 第9号「金融商品」

#### 3.3 金融負債の認識の中止

3.3.2 現在の借手と貸手との間での、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換は、当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な変更は、（債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず）当初の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

【参照：B3.3.6項】

B3.3.6 3.3.2項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも10%異なる場合である。負債性金融商品の交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理される場合には、発生した費用又は手数料は、すべて消滅による損益の一部として認識される。交換又は条件変更が負債の消滅として会計処理されない場合には、発生した費用又は手数料は、当該負債の帳簿価額の修正となり、条件変更後の負債の残存期間にわたって償却される。

#### 5.1 当初測定

##### 当初測定（セクション5.1）

5.1.1 5.1.3項の範囲に含まれる営業債権を除き、当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値【参照：IFRS 第13号付録A】で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定するものではない金融資産又は金融負債の場合には、金融資産の取得又は金融負債の発行に直接起因する取引コスト【参照：B5.4.8項】を加算又は減算する。<sup>E14</sup>

【参照：適用ガイダンス質問E.1.1も】

5.1.1A しかし、当初認識時の金融資産又は金融負債の公正価値【参照：IFRS 第13号第57項から第60項】が取引価格と異なる場合には、企業は、B5.1.2A項を適用しなければならない。

5.1.2 企業が当初認識後に償却原価で測定される資産に決済日会計を使用する場合には、当該資産は取引日の公正価値で当初認識される（B3.1.3項からB3.1.6項参照）。【参照：適用ガイダンス質問D.2.1も】

B5.1.1 当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格（すなわち、支払対価又は受取対価の公正価値。B5.1.2A 項及び IFRS 第13号も参照）である【参照：IFRS 第13号第57項から第59項】。しか

し、支払対価又は受取対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合は、企業は当該金融商品の公正価値を測定しなければならない。例えば、無利息の長期の貸付金又は債権の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して類似するもの）に対する通常の市場金利を用いて割り引いた現在価値で測定できる。追加的な貸出金額は、何らかの他の種類の資産として認識の要件を満たす場合を除き、費用又は収益の控除である。

**B5.1.2** 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の貸出しの市場金利が8%の場合に5%）の貸出しを組成し、代償として前払手数料を受け取る場合には、企業は、貸付金を公正価値、すなわち手数料控除後の金額で認識する。【参照：5.1.1項】

**B5.1.2A** 当初認識時の金融商品の公正価値の最善の証拠は、通常は取引価格（すなわち、手放した対価又は受け取った対価の公正価値、IFRS 第13号も参照）である。当初認識時の公正価値が5.1.1A項で述べたように取引価格と異なると企業が判断する場合には、企業は当該金融商品を当該日において次のように会計処理しなければならない。

- (a) その公正価値が同一の資産又は負債についての活発な市場における相場価格【参照：結論の根拠BCZ5.2項からBCZ5.7項及びIFRS 第13号】（すなわち、レベル1のインプット）【参照：IFRS 第13号第76項から第80項】の証拠がある場合、又は観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づいている場合には、5.1.1項で要求している測定で会計処理する。企業は、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識しなければならない。
- (b) 他のすべての場合には、5.1.1項で要求している測定を、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を繰り延べるように調整した額で会計処理する。当初認識後、企業は、その繰り延べた差額を、市場参加者【参照：IFRS 第13号】が当該資産又は負債の価格付けを行う場合の考慮に入れるであろう要因（時間を含む）の変化から生じている範囲でのみ、利得又は損失として認識しなければならない。

## 償却原価測定（セクション5.4）

### 契約上のキャッシュ・フローの条件変更

**5.4.3** 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により本基準に従って当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は当該金融資産の総額での帳簿価額を再計算しなければならない。条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならない。金融資産の総額での帳簿価額は、再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローを当該金融資産の当初の実効金利（又は、購入又は組成した信用減損金融資産については信用調整後の実効金利）あるいは、該当がある場合には、6.5.10項に従って計算した改訂後の実効金利で割り引いた現在価値として再計算しなければならない。発生したコスト又は手数料は、条件変更後

の金融資産の帳簿価額の修正とし、条件変更後の金融資産の残りの期間にわたり償却される。

【参照：5.5.12項及びB5.5.27項】

**結論の根拠BC4.252項、BC4.253項及びBC5.227項からBC5.241項**

**設例11]**

B5.4.5 変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、市場金利の動きを反映するためのキャッシュ・フローの定期的な再見積りにより実効金利が変更される。変動金利の金融資産又は変動金利の金融負債が、満期日に受け取るか又は支払う元本に等しい金額で当初認識されている場合には、将来の利払いの再見積りは当該資産又は負債の帳簿価額に通常は重要な影響を与えない。

B5.4.6 企業が支払又は受取りの見積りを修正する場合（5.4.3項に従った条件変更及び予想信用損失の見積りの変更を除く）には、実際のキャッシュ・フロー及び改定後の見積キャッシュ・フローを反映するために、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債（若しくは金融商品グループ）の償却原価を修正しなければならない。企業は、金融資産の総額での帳簿価額又は金融負債の償却原価の再計算を、見積将来キャッシュ・フローの現在価値を当該金融商品の当初の実効金利（若しくは、購入又は組成した信用減損金融資産については、信用調整後の実効金利）、又は、該当がある場合には、6.5.10項に従って計算した改訂後の実効金利で計算して行う。この修正は、純損益に収益又は費用として認識される。

【参照：結論の根拠BC4.252項及びBC4.253項】

## IAS 第20号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」

### 定義

3 次の用語は、本基準では特定された意味で用いている。

政府とは、地方、国家又は国際機関のいずれかを問わず、政府、政府機関及びそれに類似する機関をいう。

政府補助金とは、政府による援助であって、企業の営業活動に関する一定の条件を過去において満たしたこと又は将来において満たすことの見返りとして、企業に資源を移転する形態によるものをいう。合理的に価値を定めることのできない形態の政府援助及び政府との取引のうち企業の通常の商取引と区別できないものは、政府補助金から除外される<sup>3</sup>。

### 政府補助金

3 SIC 第10号「政府援助——営業活動と個別的な関係がない場合」も参照のこと。

- 7 政府補助金は、公正価値で測定される非貨幣性の補助金も含めて、次のことについて合理的な保証が得られるまで、認識してはならない。
- (a) 企業が補助金の付帯条件を遵守すること
  - (b) 補助金を受領されること
- 10 政府からの返済免除条件付融資は、企業が融資に関する返済免除条件を満たすという合理的な保証がある場合には、政府補助金として取り扱われる。
- 10A 市場金利よりも低利の政府からの借入金の便益は、政府補助金として取り扱われる。その借入金はIFRS第9号「金融商品」に従って認識と測定をしなければならない。市場金利より低利であることの便益は、IFRS第9号に従って算定される当該借入金の当初の帳簿価額と受け取った収入金額との差額として測定される。その便益は、本基準に従って会計処理される。企業は、借入金の便益が補償しようとしているコストを識別する際に、すでに満たしたか又は満たさなければならない条件及び義務を考慮しなければならない。
- 12 政府補助金は、補助金で補償することを意図している関連コストを企業が費用として認識する期間にわたって、規則的に純損益に認識しなければならない。
- 20 すでに発生した費用又は損失に対する補償として、又は企業に緊急に財政的支援を与える目的で交付された政府補助金のうち、将来の関連費用を伴わないものは、受け取ることになった期間の純損益に認識しなければならない。

以 上